相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市大通り五丁目三七二番地、最後の住所栃木県宇都宮市千波町二番三号　被相続人　亡　金箱　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

栃木県宇都宮市大通り五丁目二番八号アサノ大通り第一ビル五〇一号室　五味淵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五味淵郁章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区平町二丁目一六三番地、最後の住所横浜市青葉区すすき野二丁目八番地すすき野第二団地一五棟四〇三号　被相続人　亡　松井　和宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル七階

相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市樽沢乙二九一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　春日友次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

新潟県上越市春日山町三丁目一四番三六号

相続財産管理人　弁護士　見竹　泰人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区弁天四丁目一〇番、最後の住所大阪市西区立売堀六丁目八番三〇―一一〇四号　被相続人　亡　藤本　一仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須二五番地第一、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須三一番地一　被相続人　亡　竹元ケイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号

相続財産管理人　鶴田　美里

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十五年七月二十四日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市緑区鴨居七―四―七

一、墳墓等の名称　宗教法人法國寺

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　髙橋茂春

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市緑区鴨居七―四―七　宗教法人法國寺　代表役員　池田真理雄

公示送達

西春鍛治ケ一色土地区画整理事業に係る、栗木勝利に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百四条第八項の規定による清算金通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法百三十三条第一項の規定に基づき、その内容を次のとおり公告する。

一、通知の日付及び番号

平成二十五年六月七日　二五西鍛区第五十六号

二、通知の内容

土地所有者の住所及び氏名

一宮市藤塚町三丁目五番地　栗木　勝利

清算金の確定した日　平成二十五年四月二十七日

清算金額　交付　金一万七百三円

仮清算金額　〇円

清算金精算額　交付　金一万七百三円

三、教示

①　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができる。

②　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

③　愛知県知事に審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年七月二十四日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地

西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

理事長　牧野　俊一

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十七年一月十七日東京地方裁判所において破産廃止決定がなされましたが、残余財産が発見されたため、平成二十五年六月十九日東京地方裁判所より当職が清算人に選任されました（平成二十五年（ヒ）第一七七号）。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十四日

東京都中央区築地五丁目二番一号

有限会社カネハン商店

清算人弁護士　安藤　正年

連絡先　東京都千代田区神田多町二丁目六番地四磯村ビル三階安藤正年法律事務所

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年７月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①伊藤不動産　②岩手県知事(1)2381　③伊藤セツ　④岩手県宮古市小山田二丁目４―17　⑤1000万円　⑥岩手県知事　⑦岩手県宮古市近内６―98　伊藤セツ

①生和不動産株式会社　②大阪府知事(1)56398　③代表取締役　黒田英之　④大阪府東大阪市長田東３丁目１番17号　廃止した従たる事務所　大阪府東大阪市中新開２丁目２番１号　大阪府東大阪市長田東２丁目１番33号　大阪府東大阪市吉田６丁目２番53号　大阪府大阪市東成区中本１丁目11番14号　⑤2000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市長田東３丁目１番17号　生和不動産株式会社　代表取締役　黒田英之